

千早赤阪村新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 千早赤阪村新庁舎建設に係る設計業務プロポーザルの設計者（以下「設計者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、千早赤阪村新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関すること。
- (2) プロポーザルの審査に関すること。
- (3) その他設計者の選考に関し必要な事項。

2 委員会は、プロポーザルの審査結果を村長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 村議会の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 行政機関職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員については、委員長及び副委員長である場合を除いて、あらかじめ書面により委員長の承認を得ることによって、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。

5 委員は、あらかじめ書面により委員長の承認を得ることによって、委員長又は該当委員が特定した委員に、合意及び表意を委任することができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(審査結果の公表等)

第7条 委員会は、非公開を原則とする。

2 委員会における審議の経過及び結果は、設計事業者を選定した後に公表する。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た情報（村又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、プロポーザルに参加する者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、任務終了の日をもってその効力を失う。